

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 背景

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第33条、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第6条第3項及び歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第6条第3項に基づき、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士（以下「看護師等」という。）は、隔年ごとに業務従事者届を届け出なければならないこととされているが、厚生労働省では、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、医師・歯科医師等の三師届のオンライン化とあわせて、看護師等に係る業務従事者届についても、令和4年度の届出からオンライン化を図ることとしている。

2 改正の必要性等

(1) 改正の必要性

歯科技工士法施行細則第6条により、業務従事者届を含む、法、歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、住所地を所管する保健福祉事務所長を経由して提出しなければならないこととされているが、医療従事者届出システムを通じた業務従事者届のオンライン届出は、原則として、医療機関等から直接県に提出されることになるため、当該規則の改正が必要となる。

(2) 改正の時期

業務従事者届は、業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士が、2年に一度、12月31日現在の氏名、住所、その他厚生労働省令で定める事項を、翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出るものであり、令和4年度は当該届出実施年度である。今年度の届出において、オンライン届出に対応できるよう、規則の改正を行う。

3 改正の内容

歯科技工士法施行細則第6条に、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第6条第3項の規定による届出を行う場合は、この限りでない。」旨のただし書を加える。

4 施行期日

公布日